

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴル	文化遺産センター分析機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	文化遺産センター分析機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	47,400千円 H27.7.31まで	H24.3.12 東京で (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ダムディン・ ハヤンヒヤルラー大蔵大 臣	H24.3.27 94号
モンゴル	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係の贈与	300,000千円 -----	H24.3.12 東京で (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ダムディン・ ハヤンヒヤルラー大蔵大 臣	H24.3.27 95号
モンゴル	ウランバートル市消防技術及び消防機材改善計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	ウランバートル市消防技術及び消防機材改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	840,000千円 H27.9.30まで	H24.3.12 東京で (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ダムディン・ ハヤンヒヤルラー大蔵大 臣	H24.3.27 96号
モンゴル	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	217,000千円 H29.12.31まで	H24.5.30 ウランバ ートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ゴンボジャヤ ・サンドンジャタル外交 ・貿易大臣	H24.6.12 211号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。